■ 外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、関東信越厚生局に『外来腫瘍化学療法診療料』の届出を行っております。外来化学療法を実施する**医療機関として、以下の体制を整えております。**

- 1. 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置 し、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の 相談等に24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 2. 急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制を確保し ています
- 3. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、 承認する委員会を開催しています

令和6年6月1日

